

平成28年3月23日
(2016年)

業者各位

和歌山市 水道局
経営管理部 水道経理課長

平成28年度入札・契約制度の改正について（通知）

本市水道局では、公共工事は市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「工事の適正な施工の確保」を念頭に、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。

本市水道局におきましては建設業界の経済状況をかんがみて、平成28年度の制度改正を次のとおり行います。

1 電子入札の拡大

平成23年7月から電子入札を導入し、入札参加者の利便性が向上していることから、平成28年度は更に適用範囲を拡大します。

なお、予定価格が2,500万円以上6,000万円未満の範囲内については、地区割要件を継続します。

(1) 実施対象

予定価格が **2,500万円以上の建設工事**（現行：6,000万円以上）

(2) 実施時期

平成28年7月以降の公告分から実施します。

(3) その他

ア 電子入札の実施に当たり、「電子入札実施に伴う事業者説明会」の開催を予定しています。

イ 電子入札実施に関する各種情報は、和歌山市水道局ホームページ等でお知らせしますのでご覧ください。

2 建設工事に係る最低制限価格制度、低入札価格調査制度の見直し

国や地方自治体では随時最低制限価格等の見直しを行っているところですが、本市水道局も地元市内業者の健全経営の支えとなるよう、最低制限価格及び調査基準価格の引き上げを行います。また、低入札価格調査の対象工事を **予定価格6,000万円以上から予定価格1億円以上に改定します。また、簡易型低入札価格調査基準価格について、現行予定価格6,000万円未満を1億円未満に改定します。**

(1) 予定価格が1億円未満の建設工事

ア 調査基準価格

(ア) 配水管工事

直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.6
+ **一般管理費等×0.55**

の算出式により設定します。

(イ) 配水管工事以外の工事

設定しません。ただし、**予定価格が1,000万円以上1億円未満の工事**において**最低制限価格(最低制限価格が変動する場合にはその上限値未満)**で落札した場合には補足資料の提出を求めます。

イ 最低制限価格

(ア) プラント工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + \text{現場管理費} \times 0.8 + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

(イ) プラント工事以外の工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ & + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

(ウ) 配水管工事

現行どおりの算出式により設定します。

【調査基準価格に108分の100を乗じた額から予定価格に108分の10を乗じた額を減じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に108分の75を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の108を乗じて得た額とする。】

(2) 予定価格が1億円以上の建設工事

ア 調査基準価格

(ア) プラント工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + \text{現場管理費} \times 0.8 + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

(イ) プラント工事以外の工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ & + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

(ウ) 配水管工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.6 \\ & + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

イ 最低制限価格

(ア) プラント工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.80 + \text{直接工事費} \times 0.90 + \text{共通仮設費} \times 0.85 \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 0.75 + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

(イ) プラント工事以外の工事

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.90 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.75 \\ & \quad + \underline{\underline{\text{一般管理費等} \times 0.55}} \end{aligned}$$

の算出式により設定します。

(ウ) 配水管工事

現行どおりの算出式により設定します。

【調査基準価格に108分の100を乗じた額から予定価格に108分の10を乗じた額を減じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に108分の75を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の108を乗じて得た額とする。】

(3) 実施時期

平成28年4月以降の公告分から実施します。

3 主観点の見直し

発注側の施策ニーズに対応できる業者となるよう、地元業者の育成・保護のため、受注機会の拡大を目的とし、主観点の項目を見直します。

(1) 若年技術者の確保(新規)

ア 最新の経営事項審査基準日における満35歳未満の技術者の人数が全技術者の人数の15%以上の場合に10点の加算

イ 最新の経営事項審査基準日から遡って1年以内に新たに技術者となった満35歳未満の技術者の人数が審査基準日における全技術者の人数の1%以上の場合に10点の加算

(2) 女性技術者の確保(新規)

ア 女性の技術者(有資格者)が確保されている場合に10点の加算

(3) 地元雇用への取組(改正)

ア 和歌山市民の雇用数が10人以上又は雇用比率が80%以上の場合の加点を現行20点から30点に引き上げ

イ 雇用比率が50%以上80%未満の場合の加点を現行5点から10点に引き上げ

(4) 実施時期

平成29・30年度競争入札参加資格申請受付分から実施します。

4 入札参加基準表の改定

現行の一般競争入札参加基準表を次のとおり見直します。

(1) コンサルタント業務（下水道）（改正）

予定価格2,500万円以上の大規模下水道設計に係る参加条件のうち技術者雇用の要件を5名から3名へ緩和します。

【別紙基準表参照】

※上水道及び工業用水道業務に係る技術者要件は、下水道業務に準じて設定します。

(2) 実施時期

平成28年4月以降の公告分から実施します。

コンサルタント業務（下水道）

業 種	金 額		業者区分	本店・営業所等 の地域要件	登 録	技術者要件		施工実績要件
	万円	万円				資格	雇用／配置	
小規模 下水道設計	1,500 未満		市 内 準市内	市内全域	下水道部門への本市登録 国土交通省建設コンサル タント下水道部門への登録	技術士 （上下水道、総合技術監理部門 の選択科目が下水道である者） RCCM （下水道部門） 国土交通省建設コンサル タント登録による技術管理者 （下水道部門）	左項資格者の内 いずれか1名以上の雇用	下水道設計業務 の実績 〔公共業務、 元請・下請〕
							左項資格者の内 いずれか1名以上の配置	
中規模 下水道設計	1,500 以上	2,500 未満	市 内 準市内 県 内 外	市内全域 市内2地域	下水道部門への本市登録 国土交通省建設コンサル タント下水道部門への登録	技術士 （上下水道、総合技術監理部門 の選択科目が下水道である者） RCCM （下水道部門） 国土交通省建設コンサル タント登録による技術管理者 （下水道部門）	左項資格者の内 いずれか2名以上の雇用	同種業務の実績 〔公共業務、 元請・下請〕
							左項資格者の内 いずれか1名以上の配置	
大規模 下水道設計	2,500 以上		市 内 準市内 県 内 外	市内全域	下水道部門への本市登録 国土交通省建設コンサル タント下水道部門への登録	技術士 （上下水道、総合技術監理部門 の選択科目が下水道である者） RCCM （下水道部門） 国土交通省建設コンサル タント登録による技術管理者 （下水道部門）	左項資格者の内 いずれか3名以上の雇用 ※1	同種業務の実績 〔公共業務、 元請・下請〕
							左項資格者の内 いずれか1名以上の配置	

ただし、地区要件は発注される地区との関係はありません。

※1 3名以上の雇用のうち、1名は技術士（上下水道、総合技術監理部門）またはRCCM（下水道部門）を必須とする。